

平成29年7月7日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
所長 青瀬 晋一

「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

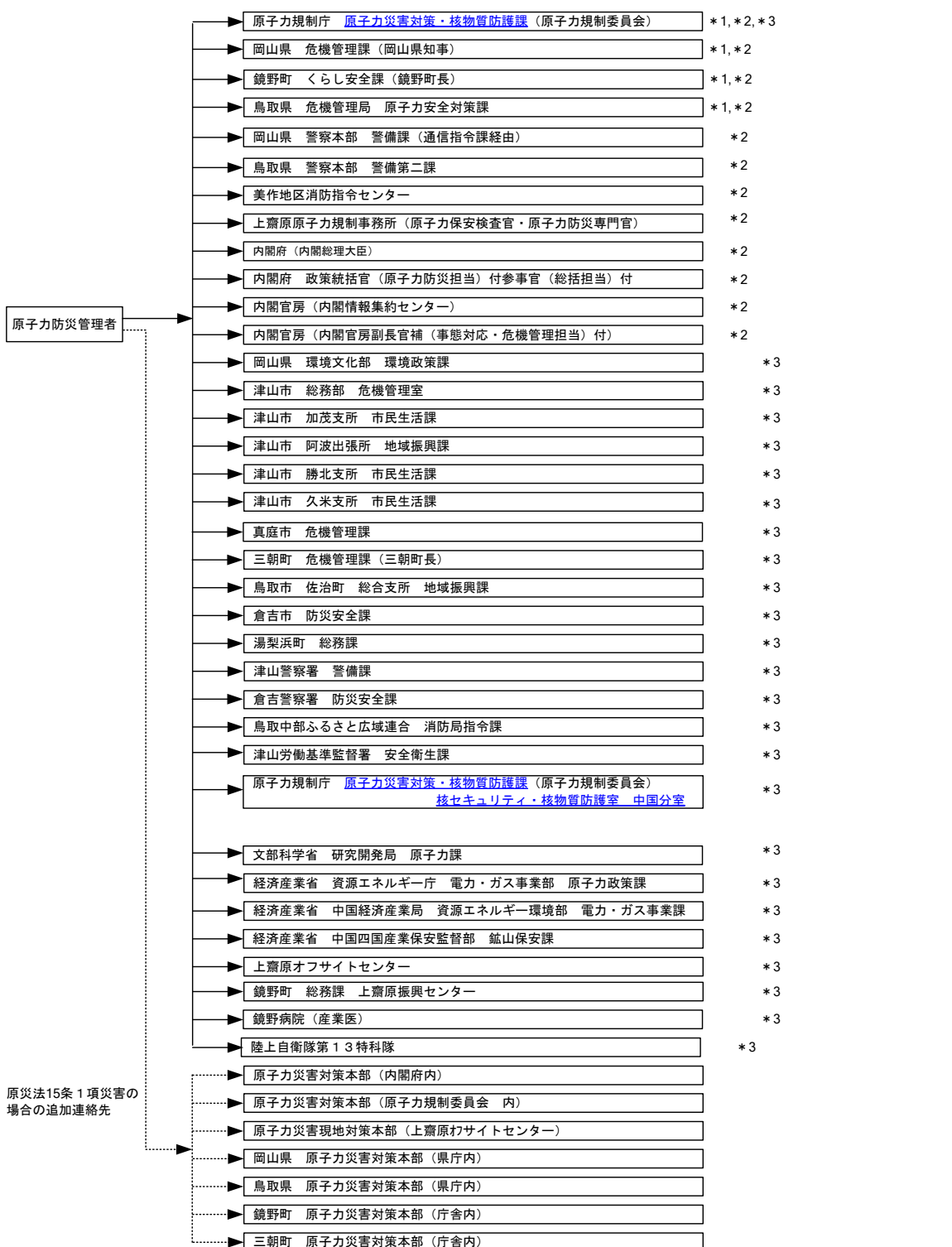
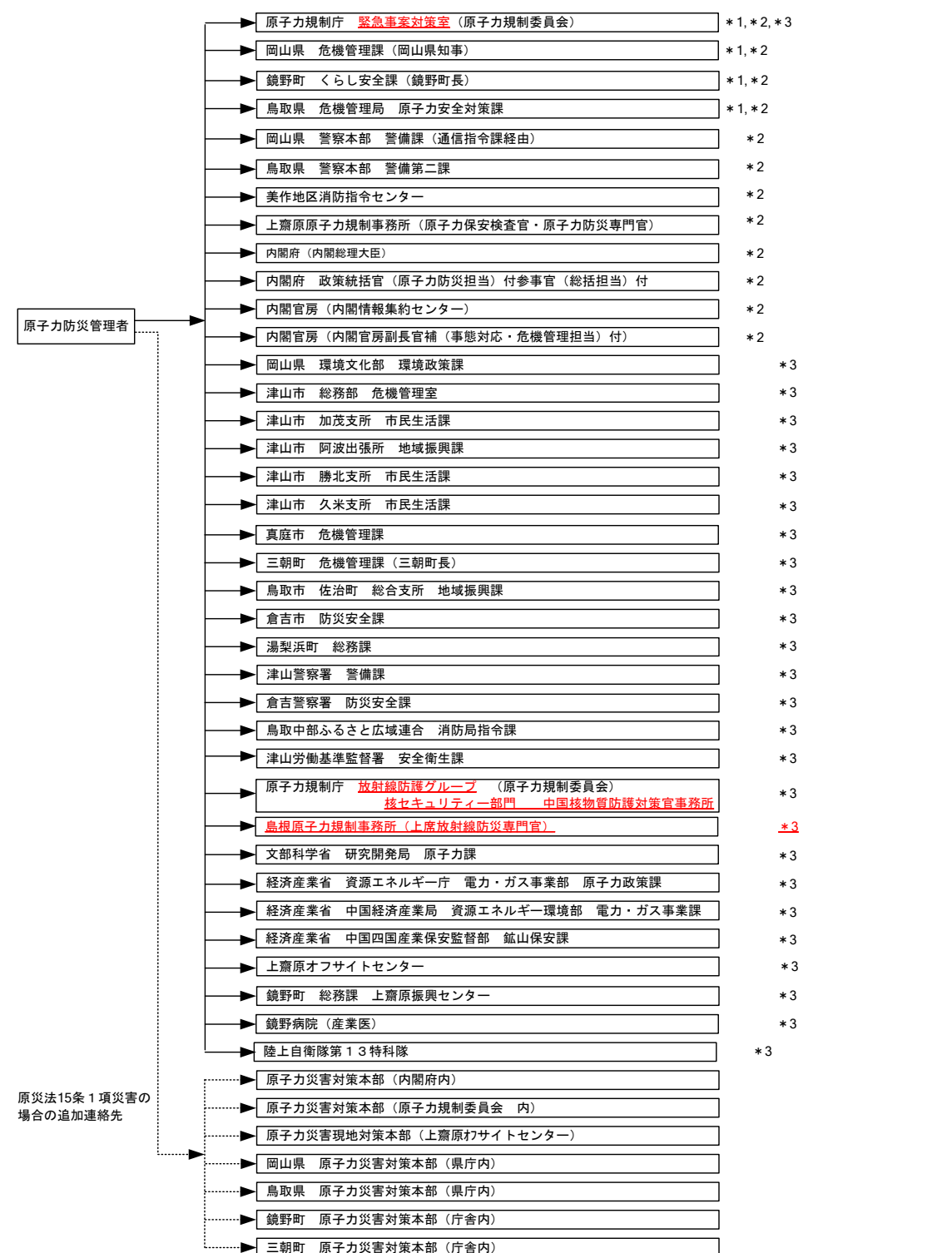
平成29年3月24日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年7月1日付け原子力規制庁の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画 (読み替え表) 新旧対照表

読み替え前(平成 29 年 3 月 24 日 修正版)	読み替え後 (平成 29 年 7 月 1 日 以降適用)	備考
<p>(第 1 章から第 5 章まで変更なし) (別表 1 から別表 6 まで変更なし) (別図 1 から別図 3、別図 6 から別図 9 まで変更なし) (様式 1 から様式 9 まで変更なし)</p>  <p>注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請</p> <p>別図 4 関係機関への通報連絡経路</p>	 <p>注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請</p> <p>別図 4 関係機関への通報連絡経路</p>	<p>・原子力規制庁組織変更に伴う修正</p> <p>・原子力規制庁組織変更に伴う修正) ・通報連絡先の追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画 (読み替え表) 新旧対照表

読み替え前(平成 29 年 3 月 24 日 修正版)	読み替え後 (平成 29 年 7 月 1 日 以降適用)	備考
<p>事業所外運搬責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する海上保安部 *2 事象発生場所を管轄する警察 *2 事象発生場所を管轄する消防 *2 事象発生場所を管轄する都道府県知事 *1, *2 事象発生場所を管轄する市町村長 *1, *2 国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) *1, *2 原子力規制庁 <u>原子力災害対策・核物質防護課</u> (原子力規制委員会) *1, *2, *3 原子力規制庁 <u>原子力災害対策・核物質防護課</u> (原子力規制委員会) <u>核セキュリティ・核物質防護室 中国分室</u> (核防関係) *3 内閣府 (内閣総理大臣) *2 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (総括担当) 付 *2 内閣官房 (内閣情報集約センター) *2 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) *2 事象発生場所を管轄する原子力防災専門官 *3 上齋原原子力規制事務所 (原子力保安検査官・原子力防災専門官) *3 <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 通過する都府県警察 *3 発地を管轄する警察 *3 着地を管轄する警察 *3 岡山県 危機管理課 (岡山県知事) *3 鏡野町 暮らし安全課 (鏡野町長) *3 鏡野町 総務課 上齋原振興センター *3 鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課 (鳥取県知事) *3 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 *3 岡山県 環境文化部 環境企画課 *3 陸上自衛隊第13特科隊 *3 <p>注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請</p> <p>別図5 関係機関への通報連絡経路 (事業所外運搬時)</p>	<p>事業所外運搬責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する海上保安部 *2 事象発生場所を管轄する警察 *2 事象発生場所を管轄する消防 *2 事象発生場所を管轄する都道府県知事 *1, *2 事象発生場所を管轄する市町村長 *1, *2 国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) *1, *2 原子力規制庁 <u>緊急事案対策室</u> (原子力規制委員会) *1, *2, *3 原子力規制庁 <u>放射線防護グループ</u> (原子力規制委員会) <u>核セキュリティ部門 中国核物質防護対策官事務所</u> (核防関係) *3 内閣府 (内閣総理大臣) *2 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (総括担当) 付 *2 内閣官房 (内閣情報集約センター) *2 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) *2 事象発生場所を管轄する原子力防災専門官 *3 上齋原原子力規制事務所 (原子力保安検査官・原子力防災専門官) *3 <u>島根原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官)</u> *3 <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 通過する都府県警察 *3 発地を管轄する警察 *3 着地を管轄する警察 *3 岡山県 危機管理課 (岡山県知事) *3 鏡野町 暮らし安全課 (鏡野町長) *3 鏡野町 総務課 上齋原振興センター *3 鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課 (鳥取県知事) *3 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 *3 岡山県 環境文化部 環境企画課 *3 陸上自衛隊第13特科隊 *3 <p>注) 通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請</p> <p>別図5 関係機関への通報連絡経路 (事業所外運搬時)</p>	<p>・原子力規制庁組織変更に伴う修正</p> <p>・通報連絡先の追加</p>